

第3回都市経営会議 平成24年(2012年)5月14日(月)開催

議題1 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

【提案】 環境部

近年、市内におけるごみステーションに出される資源ごみを勝手に持ち去る行為が多発しているため、対策について宝塚市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、持ち去り行為禁止の抑止型の条例化が必要であるとの答申を得た。

これを受け、宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例に資源ごみの持ち去り行為の禁止条項を追加する改正を行う。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 施行日が10月1日となると、市議会議決後、施行日までは準備期間となる。答申書には抑止力の担保ということで、啓発のための「のぼり、プレート、看板等」の取り組み、集団回収のいっそうの啓発、抜き去りの多い自治会への個別説明などについて触れている。それらの作業についても施行日までに実施していくのか。それとも施行日以降、集中的に行うのか。
- ・ 啓発については、3月に看板等を作成し、既に自治会に貸し出し済みである。集団回収については、4月1日以降、奨励金の対象となる団体の条件の緩和を行い、より集団回収に取り組みやすい環境を整え、自治会や子ども会に案内するとともに、広報にも掲載した。

議題2 平成24年度補正予算及び平成23年度専決補正予算について

【提案】 企画経営部

平成24年第2回市議会定例会に、平成24年度一般会計補正予算(第1号)及び平成24年度特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)を提出する。

また、平成23年度一般会計補正予算(第7号)及び平成23年度特別会計介護保険事業費補正予算(第5号)について、平成24年3月31日付で専決処分したので報告する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題3 専決処分 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

専決処分 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 企画経営部

地方税及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月30日可決成立し、3月31日に交付され、その一部が同日施行された。それに伴い、3月31日付で専決処分したので議会に報告する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題4 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

【提案】 市民交流部

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）により追加された被災居住用資産の敷地に係る譲渡期限延長の特例を、地方税である国民健康保険税においても適用する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題5 専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

【提案】 市立病院

宝塚市立病院において発生した医療事故について、相手方との示談が成立し、損害賠償金を支払う義務があり、損害賠償の額の決定について専決処分を行ったので議会に報告する。

【結果】 継続審議

議題6 損害賠償の額の決定について

【提案】 市立病院

宝塚市立病院において発生した医療事故について、損害賠償の額を決定するため、議会の議決を求める。

【結果】 継続審議

議題 7 損害賠償の額の決定について

【提案】 市立病院

宝塚市立病院において発生した医療事故について、損害賠償の額を決定するため、議会の議決を求める。

【結果】 継続審議

議題 8 平成 24 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

【提案】 市立病院

平成 24 年第 2 回市議会定例会に、平成 24 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）を提出する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 議題 5 から 7 は、市立病院において発生した医療事故に係る損害賠償の額の決定をしようとするものであること、議題 8 は、議題 6 及び 7 により決定しようとしている損害賠償額の支払いに充てるために補正予算の計上を行おうとするものであることから、（議題 5 は平成 23 年度専決処分の報告）提案部から一括説明を行う。
- ・ 市立病院による医療事故を 3 件続けて提案することになる。単なる職員の過失というだけではなく、病院として問題が起こった後の措置、対策などはないのか。経営改善に努力している中で、病院の信用という点では良くない。
- ・ 市立病院の医療事故の状況だが、平成 23 年度 2 件、平成 22 年度 2 件であった。今回、平成 24 年度の 3 件により損害賠償の請求に係る事案は終了する。別途、訴訟に関する事案は 2 件ある。
- ・ 平成 24 年度の 3 件の医療事故は平成 19 年、20 年、21 年の 3 年間に起きた事故について和解ができ、一括して提案しようとするものだ。医療事故の対応については、院内に医療安全対策室を設けており、事故が発生した場合には、同室が一元的に集約し、原因を究明し、対策をとることとし、組織的に対応している。医療安全のための研修、手技の講習も年間を通して実施している。医療事故が発生した場合には、医療安全対策室を通して相手方への説明責任を果たしながら、事後の対応を行うこととしている。医療事故は起こってはならないが、起こった場合には速やかに事後の対応を行い、今後事故が起こることがないように、努めていく。
- ・ 市議会に提案した場合には、病院としての認識を問われることになる。医療事故という認識があるならば謝罪から入るのか。事故は起こりうるという認識か。実際に相手方に対して事故を起こしてしまっている。相手方に対する謝罪と安全管

理や技術の向上によりいっそう取り組んでいくという説明をもって、議会に臨まなければならない。

- それぞれの賠償の相手方に対しては、事故発生時から手技が不適切であったと謝罪し、円満に解決している。事故は起こりうるという前提ではなく、起こしてはならないという前提で組織的に取り組んでいる。そのことについては、今後も説明に努める。
- 医師の過失はだれが判断するのか。
- 医療安全対策室が事故原因を究明し、手技ができていなかったという判断をもって病院側の非を認め、医療事故とする。損害保険会社とも協議を行い、全国的な事例を参照している。賠償の責めを負うという判断になれば保険の対象となる。
- 手技が不適切であったというだけでは、その内容がわからない。
- 従来から、損害賠償の額の決定の際は、手技が不適切であったという表現で説明してきたのか。
- 従来と同じ表現であったが、手技が不適切という表現が議案として適当でないなら改めたい。
- 表現の修正とともに、提案理由説明の中で事故からの信頼の回復、診療技術の向上、事故防止のための新たな取り組みを説明し、速やかな信頼回復に向けて努力をしていくという姿勢が必要である。

議題 9 宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 市立病院

未整備であった国の引用告示について、表現の整備を行う。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題 10 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 市立病院

現在 24 ある診療科目に「救急科」を加えて 25 科とするとともに、医療法施行令第 3 条の 2 等に合わせて診療科名の順序を整理する。

【結果】 承認

【質疑等】

- 「救急科」という標榜は行うが、24 時間の救急医療を行うわけではない。
- 集中治療室の内科医等が救急の対応をしていたが、「救急科」を標榜することに

より、従来から対応してきた医師が救急医療の中心となることを明確にする。

- ・ 外来としての「救急科」はあるのか。
- ・ 外来としての「救急科」の標榜はない。
- ・ 昼間だけの救急である。夜間については現状の当直体制で対応する。将来的には総合診療科としたい。
- ・ 救急に対する体制は既に整っている。課題は、昼間の診療時間に、どの診療科を受診すればよいかわからない方について、現在は救急の対応を行っている医師が受けているが、彼らの診療科が不明確となっていることである。昼間の救急についても救急科という位置づけにしたい。
- ・ 阪神間で「救急科」はあるのか。
- ・ 県立病院には「救急科」を標榜している病院があるが、阪神間（市立伊丹、市立芦屋、三田市民、市立川西、西宮市立中央）にはない。
- ・ 4月から「救急科」を加えるということではなく、年度途中となっている理由はなにか。
- ・ 平成22年度から課題となっており、2年間の検討を経て、6月議会での提案となった。実態は、院内標榜として「救急科」としての取り扱いは始まっていた。3月中には内容が固まらなかった。

議題 1 1 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 総務部

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）が平成24年4月6日に公布され、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律が改正されることに伴い、同法を引用している宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例との整合を図るため、同条例の一部を改正する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし

議題 1 2 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 都市整備部

御殿山2丁目地区、清荒神駅南地区及び北売布ガ丘地区の地区計画決定に併

せ、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地、構造、又は用途に関する事項等、地区計画の区域内における建築物の制限について、宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する。

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 北売布ガ丘地区地区計画で建築物の敷地面積の最低限度が155㎡となっている。150㎡などはあるが、5㎡になにか理由があるのか。
- ・ 北売布ガ丘地区地区計画では、建築物の壁面の位置の制限で道路境界線までの距離を1.5m以上としている。通常は1.0mであるが事業者からもグレードを上げたものにしたいという申し出があり、間口の平均を10mとして10m×50cm=5㎡を余分に空地として地域に貢献してもらいたいとして155㎡としている。
- ・ 御殿山と清荒神については市の所有地である。あえて市の所有地の中で地区計画を行う理由はなにか。
- ・ 御殿山については公共公益施設が集積しているが、用途地域は第1種低層住居専用地域であるため、建築基準法上に規定する公共公益施設しかできない。しかし、このように施設が集積してくると法に抵触する土地利用が出てくる可能性がある。そのため、用途地域をいったん緩和し、緩和し過ぎることのないよう地区計画の中で制限を加え、第1種低層並みの形態制限を定めたものである。
- ・ 清荒神については、ベガホールがあるが、有料による商業的なホール利用がされているが、現在の用途地域では建築基準法上問題がある。そのため、法に抵触することがないように用途地域を変更し、変更し過ぎることがないように地区計画の中で用途の制限と形態制限を加えたものである。
- ・ 清荒神については、今後の土地利用は現状と同じ内容なのか。土地利用の自由度が現状より制限されるということはないのか。
- ・ 現状の土地利用から考えると、は基本的には過度な制限にはなっていない。

議題13 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘条例の全部を改正する条例の制定について

【提案】 健康福祉部

現在、市直営方式で管理運営を行っている養護老人ホームについて、平成25年4月1日から指定管理者による管理運営を行うものとし、そのため必要な条例の改正を行う。

【結果】 承認

【質疑等】

- 当該建物はかなり古い。建物そのものより施設のあり方について検討がされたのか確認したい。建物はどれだけでもつのか。建物がなくなることとなった場合はどうするのか。市としてこの施設をもつ必要性などについてどのように整理したのか。
- 指定管理料の算定の考え方からは、措置費と介護報酬をもって運営してもらいたいと考えている。そのため現状の建物を修繕しながら運営していく必要がある。また、行き場所のない低所得の方に対して入所の措置を行っている事例もある。市にとっては必要な施設である。当面は指定管理に切り替えるが、将来的には社会福祉法人によって特別養護老人ホームに併設するなど、民間により設置されることも考えられる。
- 現状の建物を民間に譲渡する場合、市立の建物を廃止して民間による建て直しを行う場合、指定管理を導入する場合の3つの選択があると考えている。譲渡となると現状の建物は古く修繕費もかかる。そのため、措置収入のみで運営することは困難ではないか。市立の建物を廃止して民設民営で運営してもらうことも可能であるが、用地の確保、建設の費用を民間で負担することになると、単独で建設することはコストを考えると困難ではないか。当面、民間により養護老人ホームを運営し、建て替えを行うということになった場合には、特別養護老人ホームに併設する形で検討したい。
- 毎年200万円程度の修繕が必要であるとの説明があったが、先に市で修繕をしてから指定管理へ移行すべきではないか。
- 小修繕に200万円を要しており、大規模修繕は別途必要となる。指定管理への移行をめざす点として、現在の施設が民間施設であった場合には措置費収入で運営されることになるが、平成22年度であれば、措置費収入8000万円と介護報酬1500万円をもってこの施設を運営できたことになる。しかし実際には、老人ホームの歳出は1億8000万円となっている。民間であれば約半分の経費で運営できると考えている。加えて、福祉事業は年々増大しており、現在老人ホームに従事する職員は、今後増大する福祉事業に従事させたいと考えている。また、全国的にも老人ホームの運営は指定管理や民間譲渡という形で運営される方式が増えており、直営による運営は減少している。
- 職員の配置基準の問題もある。再任用職員であれば4日/週の勤務となる。しかし常勤換算で1名の職員を配置しなければならず、今も4日/週の再任用看護師に加え、看護職の資格を持つ係長が配置されカバーしている。コスト面だけでなく、指定管理へ移行することによりサービスの充実を図ることができると期待している。
- 直営で行うよりもサービスの向上を図ることができるということが指定管理移行の目的であるということの説明していく必要がある。

議題 1 4 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 消防本部

危険物の規制に関する政令の一部改正によって、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに消防法上の危険物に追加されることに伴い、宝塚市火災予防条例の一部を改正する。

【結果】 承認

【質疑等】 特になし